

山形県財政の中期展望

令和2年2月

総務部

1 はじめに

令和2年度一般会計当初予算では、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税が増額となるものの、県税収入が減収となり、その一方で社会保障関係経費や公債費が引き続き高い水準で推移すること等により、多額の財源不足額が生じました。

これに対し、県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等により、さらなる歳入確保を図るとともに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化に取り組み、より一層の歳出削減に努め、財源不足額を圧縮しました。そのうえで、なお不足する118億円については調整基金を取り崩し、収支の均衡を図りました。

今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不足額が生じるものと見込まれます。

この「山形県財政の中期展望」は、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針とするものです。

なお、後述する対応策は、現時点で想定されるものであり、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向により、大きく変動するものです。

2 試算の前提条件

1 試算する会計

試算は、一般会計を対象としました。

2 試算の期間

試算の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としました。

3 経済成長率

内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和2年1月17日経済財政諮問会議提出）」（以下「内閣府試算」という。）における名目GDP成長率（ベースラインケース）を用いました。

令和2年度：2.1%、令和3年度：0.7%、令和4年度：1.7%、令和5年度：1.5%、令和6年度：1.4%

4 試算の考え方

項目別の試算の考え方は以下のとおりです。

| | | 試算の考え方 |
|---|----------|---|
| 入 | 県 税 | ・各年度の名目GDP成長率を参考に試算しました。 |
| | 地方交付税 | ・普通交付税は、基準財政需要額について、公債費等を個別に試算したうえで、その他の経費を、原則として令和2年度と同額で見込みました。また、基準財政収入額については、本県の一般財源収入に連動して増減するものとしてしました。 ・地方譲与税については現行制度のもとに各年度の名目GDP成長率を参考に試算しました。 |
| | 県 債 | ・臨時財政対策債については、令和2年度と同額で見込みました。 ・その他の県債は、歳出に連動するものとして現行制度のもとに試算しました。 |
| | そ の 他 | ・国庫支出金等の特定財源は歳出に連動するものとして試算しました。 |
| 出 | 人 件 費 | ・現行制度のもとに所要額を見込みました。 |
| | 社会保障関係経費 | ・現行制度のもとに所要額を見込みました。 |
| | 公 債 費 | ・原則として「内閣府試算」の金利を参考に試算しました。 |
| | 一般行政費 | ・税等交付金については、県税の伸びに連動させて試算しました。 ・その他の経費は、原則として「内閣府試算」の消費者物価上昇率（ベースラインケース）を参考に試算しました。 ・事業費が大きい又はその変動が大きく、財政収支への影響が大きいと考えられる一部の事業については、原則として令和6年度まで個別に積上げを行いました。 |
| | 投資的経費 | ・原則として「内閣府試算」の消費者物価上昇率（ベースラインケース）を参考に試算しました。 ・事業費が大きい又はその変動が大きく、財政収支への影響が大きいと考えられる一部の事業については、原則として令和6年度まで個別に積上げを行いました。 |

3 財政収支の見通し（財源確保対策前）

令和3年度以降も毎年度、多額の財源不足が見込まれており、財源確保対策を講じなければ、令和3年度には調整基金が枯渇してしまいます。

（単位：億円）

| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入 | 県 税 | 1,107 | 1,131 | 1,139 | 1,159 | 1,177 |
| | 地方交付税 | 1,976 | 1,999 | 1,993 | 1,960 | 1,919 |
| | 国庫支出金 | 721 | 681 | 682 | 677 | 674 |
| | 県 債 | 686 | 605 | 592 | 614 | 582 |
| | その他 | 1,526 | 1,515 | 1,523 | 1,532 | 1,548 |
| | 計 (A) | 6,016 | 5,931 | 5,929 | 5,942 | 5,900 |
| 歳出 | 人 件 費 | 1,547 | 1,539 | 1,517 | 1,487 | 1,475 |
| | 社会保障関係経費 | 671 | 683 | 696 | 710 | 724 |
| | 公 債 費 | 890 | 901 | 915 | 933 | 949 |
| | 一般行政費 | 2,072 | 2,075 | 2,091 | 2,099 | 2,109 |
| | 投資的経費 | 954 | 883 | 870 | 889 | 855 |
| | 公共事業費 | 474 | 397 | 403 | 396 | 385 |
| | 単独事業費 | 269 | 284 | 264 | 288 | 263 |
| | 国直轄事業負担金 | 132 | 123 | 124 | 125 | 126 |
| | その他 | 79 | 79 | 79 | 80 | 81 |
| | 計 (B) | 6,134 | 6,081 | 6,089 | 6,118 | 6,112 |
| 財源不足額 (C=A-B) | | △118 | △150 | △160 | △176 | △212 |
| 調整基金残高 ・ 財政赤字 | | 105 | △45 | △205 | △381 | △593 |

注1：「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。

注2：「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。

注3：令和2年度の数値は財源確保対策を講じた後の当初予算の姿である。

4 財源不足額への対応（当面の数値目標）

人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形の実現には、それを支える持続可能な財政運営の確保が不可欠です。具体的には、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じ、調整基金取崩しの抑制に努めることが必要です。

歳入面では、県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用、財源対策のための県債の発行等によって歳入を確保します。

歳出面では、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化など、徹底した歳出の見直しを行います。

（単位：億円）

| | | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------------------------|----------------------------|------|------------|------------|-------------|
| 財 源 不 足 額 (A) | | △150 | △160 | △176 | △212 |
| 歳 入 | 県有財産の売却、有効活用 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 基金、特別会計資金の有効活用 | 40 | 21 | 21 | 22 |
| | 財源対策のための県債発行 | 77 | 76 | 62 | 67 |
| | 計 (B) | 120 | 100 | 86 | 92 |
| 歳 出 | 事務事業の見直し・改善 行政経費の節減・効率化 | 30 | (30) 60 | (30) 90 | (30) 120 |
| | 計 (C) | 30 | 60 | 90 | 120 |
| 合 計 (D=B+C) | | 150 | 160 | 176 | 212 |
| 調 整 基 金 取 崩 額 (E) | | | | | |
| 対 策 後 の 調 整 基 金 残 高 (F) | | 105 | 105 | 105 | 105 |

注1：「事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化」の括弧書きは当該年度の新規削減額である。

注2：歳入については、現行制度をもとに試算している。

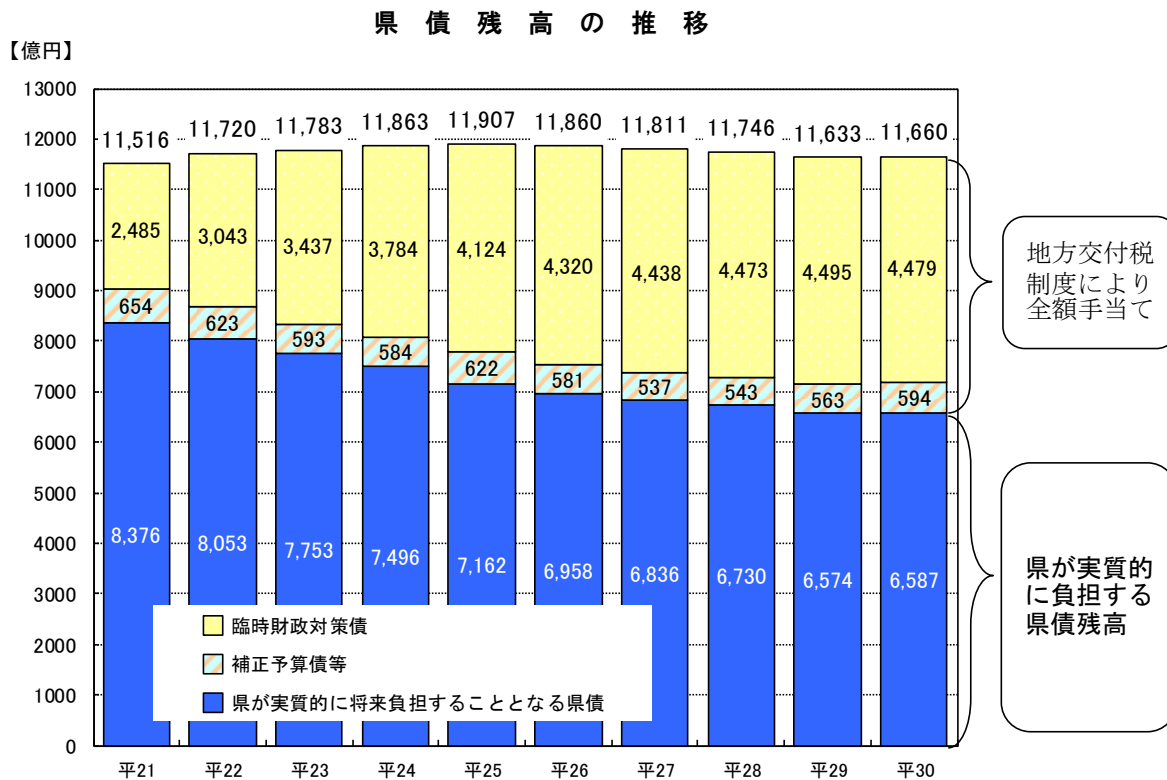
5 中長期的な財政健全化目標

「山形県行財政改革推進プラン（平成29年度から令和2年度）」のもと、持続可能な財政運営のため、中長期的な財政健全化目標として、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高の減少を推進してきました。

臨時財政対策債及び補正予算債等については、政府の地方財政対策や経済対策などに大きく左右され、その計上に際しては、県の裁量の余地が少なく、後年度において、元利償還金の全額が、地方交付税制度により手当されることとなっています。

当初予算編成時点での令和2年度末における臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高は、6,716億円となり、目標である平成28年度末決算額の6,730億円を下回る見通しです。今後とも歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に努め持続可能な財政運営を目指します。

(参考)



注1：表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

注2：臨時財政対策債とは、地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補填するもので、「地方交付税の身替わり」となる県債

注3：補正予算債等とは、政府の経済対策に伴う追加公共事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る公共事業の地方負担額に充当する県債